

産 業 部 会 行政制度比較表

前橋市・富士見村合併協議会

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
1	商工会議所・ 商工会		<p>○前橋商工会議所 組織（平成19年3月現在） 会員数 4,397企業団体</p> <p>内訳 個人 851人 法人 3,361法人 団体 109団体 特別会員 76</p> <p>部会（12部会） ・食品・繊維工業部会 ・理財部会 ・卸商業部会 ・交通運輸部会 ・小売商業部会 ・木工業部会 ・建設工業部会 ・文化情報部会 ・工業部会 ・エネルギー環境部会 ・観光・商業部会 ・専門サービス部会</p> <p>年会費 4,000円/年（1口） 前橋市からの平成19年度補助金内訳 （合計28,118千円） ①商工会議所事業補助金 13,650千円 ②中小企業相談所補助金 13,823千円 ③中小企業経営支援特別事業補助金 645千円</p> <p>○前橋東部商工会 組織（平成19年3月現在） 会員数 713企業団体</p> <p>部会（4部会） ・商業部会 ・工業部会 ・建設業部会 ・観光、飲食店部会</p> <p>前橋市からの平成19年度補助金内訳 商工会事業補助金 22,047千円</p>	<p>○富士見村商工会 組織（平成19年3月現在） 会員数 409企業団体</p> <p>内訳 個人 219人 法人 190法人 団体 0団体</p> <p>部会（4部会・2部） ・商業部会・工業部会・観光部会・飲食店部 会・青年部・女性部・委員会（8委員会） 委員会（8委員会） ・総括運営委員会・エコタウン計画委員会・ 企画イベント委員会・特産品開発販売委員 会・広報委員会・地域振興券検討委員会・ 金融審査委員会・新規事業開発委員会</p> <p>年会費 18,000円/年（法人）12,000円/年（個人） 富士見村からの平成19年度補助金内訳 （合計7,500千円） ①商工会運営費補助金 6,000千円 ②商工業振興推進活動事業補助金1,500千円</p>	<p>○統合については、団体の事情を尊重し、団体 間の協議に委ねる ・補助金は合併後も継続する。ただし、合併後 の市域において均衡を失わないように調整し 見直す必要があるものは見直す。 ※合併特例法第65条では、長期間にわたって合 併関係市町村単位で各種の公共団体が存続す ることは、合併関係市町村の一体性確立の面 からも好ましくないとの観点から市町村合併 に際して「その区域内の公共団体等はその統 合整備を図るよう努めなければならない」と されている。</p>	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
2	観光事業	観光協会	<p>○(財)前橋観光コンベンション協会 (役員) 顧問(4人) 県知事、市長、議長、前理事長 評議員(20人) 副市長、国際交流協会会長等 理事長(1人) 専務理事(1人) ※事務局長兼務 理事(10人) 会議所副会頭・専務理事等 監事(2人) 事務局(10人) 事務局長、事務局次長、部長(2人)、課長代理、係長、主任、囑託員(3人)</p> <p>(補助金) 平成18年度補助金 市補助金 84,000千円 (会費) 12,965千円(1口2万円)</p>	<p>○富士見村観光協会 (役員) 顧問(2人) 元県議、現県議 会長(1人) 副会長(3人) 専務理事(1人) 副村長 理事(17人) 村長・議員・協会員等 監事(3人) 事務局(4人) 課長、補佐、係長、主任 ※事務局員は産業課職員兼務</p> <p>(補助金) 平成18年度補助金 村補助金 6,500千円 (会費) 520千円(1口5千円) ※個人1口・団体2口以上</p>	<p>○観光協会については、団体の事情を尊重し、速やかに統合できるよう調整する</p>	
		まつり・イベント	<p>七夕まつり、前橋まつり、初市まつり及び花火大会開催のため、それぞれの実施委員会に対し事業費を補助。 ※金額は平成18年度 七夕まつり(7月、補助額 11,000千円) 前橋まつり(10月、補助額 28,000千円) 初市まつり(1月、補助額 3,600千円) (コンベンション協会への補助) 花火大会(8月、補助額 9,665千円)</p>	<p>○つつじ祭り、夏祭り、写真コンテスト、いこいの里祭り、雪まつり開催 ※5イベントは観光協会予算により実施 (補助額 6,000千円) ○産業祭 (11月3日、補助額 2,500千円)</p>	<p>○富士見村で行われている、まつり・イベントの取扱いについては、当分の間、現行のまま新市に引き継ぐ</p>	
		観光振興事業 (補助金等)	<p>(金額は18年度) ・(財)前橋観光コンベンション協会補助金 84,000千円 ・前橋広域物産振興協会事業補助金 9,700千円 ・前橋菓子まつり補助金 194千円 ・だんべえフェスタ事業補助金 1,940千円 ・TONTONのまち推進事業補助金 3,000千円(20年度)</p>	<p>(金額は18年度) ・富士見村観光協会補助金 6,500千円 ・赤城山除雪費補助金 500千円 ・ワカサギ卵保護及び購入資金補助金 300千円 ・赤城山清掃委託料 700千円 ・赤城公園内れんげつつじ管理委託料 600千円 ・赤城山総合観光案内所 維持管理委託料 281千円 ・赤城山観光案内所維持管理委託料 717千円 ・国有林野使用料 783千円 ・赤城国際カントリークラブ ホール内の褒賞 50千円/回 ・上毛三山連絡協議会(会費200千円)協会費より ・赤城姫・淵名姫事業</p>	<p>○観光振興事業は、現行のまま新市に引き継ぐ ・補助金は、合併時も継続する。ただし、合併後の市域においては均衡を失しないように調整し、見直す必要のあるものは見直していく</p>	
3	金融制度	小口資金	<p>・限度額 設備資金 1,250万円(8年以内) 運転資金 1,250万円(6年以内) (各々6ヶ月以内の据置可) ・利率 2.30% ・申込窓口 市内各金融機関 (H19.4現在)</p>	<p>・限度額 設備資金 1,250万円(8年以内) 運転資金 1,250万円(6年以内) (各々6ヶ月以内の据置可) ・利率 3.20%(H19.4現在) ・利子補給 1.50% ・申込窓口 契約金融機関</p>	<p>○前橋市の制度により調整する ・富士見村が実施している小口資金の利子補給事業は、合併時に廃止する。ただし、合併前の融資実行分については、富士見村の定めた利子補給率に応じて支給する。</p>	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		特別小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 設備資金 1,250万円（8年以内） 運転資金 1,250万円（6年以内） （各々6ヶ月以内の据置可） ・利率 2.30% ・申込窓口 市内各金融機関 （H19.4現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 設備資金 1,250万円（8年以内） 運転資金 1,250万円（6年以内） （各々6ヶ月以内の据置可） ・利率 3.20%（H19.4現在） ・利子補給 1.50% ・申込窓口 契約金融機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・富士見村が実施している特別小口資金の利子補給事業は、合併時に廃止する。ただし、合併前の融資実行分については、富士見村の定めた利子補給率に応じて支給する。 	
		中小企業経営 振興資金	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 設備資金 1,500万円（8年以内） 運転資金 1,500万円（6年以内） （各々6ヶ月以内の据置可） ・利率 2.30% ・申込窓口 市内各金融機関 （H19.4現在） 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。 	
		市長特別認定 融資	<ul style="list-style-type: none"> ①大型店対策資金融資 <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 設備資金 3,000万円（10年以内） （内1年以内の据置可） ・利率 2.20% ・申込窓口 市内金融機関 ②消防用、公害防止用施設等資金融資 <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 設備資金 2,000万円（7年以内） ・利率 2.20% ・申込窓口 市内各金融機関 ③工場建設資金融資 <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 設備資金 2,000万円（7年以内） ・利率 2.20% ・申込窓口 市内各金融機関 ④経営安定資金融資 <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 運転資金 3,000万円（7年以内） （内1年以内の据置可） ・利率 1.80% ・申込窓口 市内各金融機関 （H19.4現在） 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。 	
		商業・サービス 業設備近代化 資金	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 設備資金 個人・会社 6,000万円 旅館業者・商店街協同組合等1億円 （10年以内）（内1年以内の据置可） ・利率 2.00% ・申込窓口 商工振興課 （H19.4現在） 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。 	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		中心商店街に ぎわい資金	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 設備資金 個人会社 6,000万円 旅館業者・商店街協同組合等1億円 (10年以内) (内1年以内の据え置き可) ・利率 1.00% ・申込窓口 商工振興課 (H19.4現在) 	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		協同組合等事 業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 運転・設備資金 組合 5,000万円 (1構成員700万円以内) (1年以内) ・利率 1.80% ・申込窓口 商工中金 (H19.4現在) 	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		中小企業季節 資金	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 運転資金 2,000万円(6ヶ月以内) ・利率 1.50% ・申込窓口 市内各金融機関 (H19.4現在) 	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		労働環境整備 資金	○労働環境整備資金 <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 設備資金 中小企業者 3,000万円 中小企業団体 6,000万円 ・期間 10年以内(内据置1年以内) ・利率 2.3%以内(H19.4現在) ・申込窓口 商工振興課 	○労働環境整備資金 <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 設備資金 中小企業者 3,000万円 中小企業団体 6,000万円 ・期間 10年以内(内据置1年以内) ・利率 2.3%以内(H19.4現在) ・申込窓口 契約金融機関 	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		中小企業設備 資金	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 設備資金 機械器具装置等 1億円 工場・事業所・土地等 3億円 ・融資期間 10年以内(内2年以内の据置可) ・利率 2.00% ・申込窓口 市内各金融機関 (H19.4現在) 	(中小企業振興資金) <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 3,000万円 ・融資期間 7年以内 ・利率 3.20%(H19.4現在) ・利子補給 購入資金 1.00%の割合 施設資金 1.50%の割合 ・申込窓口 契約金融機関 	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村へ拡充させる。 ・富士見村が実施している中小企業振興資金の 利子補給事業等は、合併時に廃止する。ただ し、合併前の融資実行分については、富士見 村の定めた利子補給率に応じて支給する。 (平成19年度現在借入無し)	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		中小企業研究 開発資金	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 運転・設備資金 2億円 ・融資期間 10年以内(内2年以内の据置可) ・利率 1.00% ・申込窓口 商工振興課 (H19.7現在) 	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		起業家独立開 業支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 運転・設備資金 Aタイプ 5,000万円 Bタイプ 1,500万円 ・融資期間 10年以内(内1年以内の据置可) ・利率 1.00% ・申込窓口 商工振興課 (H19.4現在) 	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		中小企業情報 化推進支援資 金	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 運転・設備資金 2,000万円 ・融資期間 10年以内(内1年以内の据置可) ・利率 1.00% ・申込窓口 市内各金融機関 (H19.4現在) 	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		企業誘致促進 資金	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 土地取得、事業所新設・購入資金 6億円 ・融資期間 12年以内(内2年以内の据置可) ・利率 1.50% ・申込窓口 商工振興課 (H19.4現在) 	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		勤労者住宅建 設資金	<ul style="list-style-type: none"> ○勤労者住宅建設資金 ・限度額 1,200万円 (前年所得1,200万円以下) ・期間 20年以内 ・利率 2.5% (固定、H19.4現在) ・申込窓口 市内各金融機関 	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		勤労者生活資金	<p>○勤労者生活資金 <融資対象者>市内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上勤続する勤労者（経営者・役員等は利用不可）</p> <p>①一般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 200万円 ・期間 5年以内 ・利率 2.1%（H19.4現在） 別途保証料あり ・申込窓口 中央労働金庫（前橋支店、群馬県庁出張所、前橋東出張所） <p>②育児・介護休業に伴う生活費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 200万円 ・期間 5年以内 （別途3年以内の元金返済据置可） ・利率 1.9%（H19.4現在） 別途保証料あり ・申込窓口 中央労働金庫（前橋支店、群馬県庁出張所、前橋東出張所） <p>③教育費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 200万円 ・期間 10年以内 （内5年間を限度とし、資金の用途の対象となる就学先の就学期間の範囲内で元金返済据置可） ・利率 1.9%（H19.4現在） 別途保証料あり ・申込窓口 中央労働金庫（前橋支店、群馬県庁出張所、前橋東出張所） 	<p>○勤労者生活資金 <融資対象者>村内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上勤続する勤労者（経営者・役員等は利用不可） 年間所得800万円以下</p> <p>①一般 ②育児・介護休業に伴う生活費</p> <p>③教育費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 200万円 ・期間 5年以内 ・利率 2.1%（H19.4現在） ・申込窓口 中央労働金庫前橋東出張所 	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。 	
		県信用保証協会への出捐金	<ul style="list-style-type: none"> ・一般保証における出捐金 累計 62,087,000円 ・小口保証における出捐金 累計 361,000,000円 ・経営振興資金保証における出捐金 累計 121,000,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・小口資金融資における出捐金 累計 12,000,000円 ・中小企業振興資金における出捐金 累計 5,000,000円 	<p>○前橋市の制度により調整する</p>	
		財団法人群馬県労働者信用基金協会への出捐金	<p>財団法人群馬県労働者信用基金協会への出捐金 18,477,230円</p>	<p>財団法人群馬県労働者信用基金協会への出捐金 636,380円</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p>	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		財団法人群馬県産業支援機構への出捐金	財団法人工業技術振興基金への出捐金 5,075,000円 ※現在の出捐先は財団法人群馬産業支援機構	財団法人工業技術振興基金への出捐金 47,000円 ※現在の出捐先は財団法人群馬産業支援機構	○前橋市の制度により調整する	
		中小企業信用保険法第2条4項の規定に基づく認定	法に基づく認定業務	同左	○前橋市の制度により調整する	
		金融制度取扱金融機関への預託	平成18年度預託金 ・小口資金預託金 2,770,000,000円 ・中小企業経営振興資金預託金 981,000,000円 ・協同組合等事業資金預託金 50,000,000円 ・中小企業季節資金預託金 2,250,000,000円 ・特別融資預託金 102,914,000円 ・商業・サービス業設備近代化資金預託金 289,230,000円 ・中心商店街にぎわい資金預託金 71,971,000円 ・商業活性化資金預託金 1,753,000円 ・中小企業設備資金預託金 727,562,000円 ・中小企業研究開発支援預託金 239,905,000円 ・起業家独立開業支援預託金 1,597,920,000円 ・企業誘致促進資金預託金 174,793,000円 ・中小企業情報化推進支援資金預託金 55,352,000円 ・勤労者生活資金預託金 196,117,000円 ・勤労者住宅資金預託金 387,219,000円 ・労働環境整備資金預託金 3,612,000円	・勤労者生活資金預託金 平成18年度 20,000,000円	○前橋市の制度により調整する	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		中小企業事業 資金信用保証 料の補助	<ul style="list-style-type: none"> 小口資金保証料補助 0.40%以内 特別小口保証料補助 0.40%以内 中小企業経営振興資金保証料0.50%以内 ①大型店対策資金 ②消防設備、公害防止用施設等資金 ③工場建設資金 ④経営安定資金 	<ul style="list-style-type: none"> 小口資金保証料補助 通常の保証料との差額の1/2を限度 特別小口保証料補助 通常の保証料との差額の1/2を限度 中小企業振興資金保証料 保証料の1/2 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。 	
		利子補給	<ul style="list-style-type: none"> 独立開業利子補給 平成19年度 997,000円 対象者 国民生活金融公庫から独立開業資金を受けた者で、前橋市の規定する要件を満たす者。 補給額 利子算出に係る元本(700万円を限度)に対し、年2.00%で算出した額 利子補給期間 4年以内 申込窓口 商工振興課 ※平成16年度融資分まで終了。 コンベンション都市推進事業宿泊施設利子補給 平成19年度 191,000円 対象者 宿泊施設の設備資金として前橋市商業・サービス業設備近代化資金融資を受けた市内の旅館業者。 補給額 利子算出に係る元本(5,000万円を限度)に対し、年1.00%で算出した額 利子補給期間 5年以内 申込窓口 商工振興課 ※平成15年度融資分まで終了。 小口資金融資利子補給 平成19年度 1,627,686円 ※平成16年度融資分まで終了。 商工貯蓄共済利子補給 平成19年度 14,650,675円 	<ul style="list-style-type: none"> 小口資金融資利子補給 平成19年度 6,217,018円 商工貯蓄共済利子補給 (実施に向けて検討中) 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。 ・富士見村が実施している小口資金等の利子補給事業は合併時に廃止する。ただし、合併前の融資実行分については、富士見村が定めた利子補給率に応じて支給する。 ・商工貯蓄共済利子補給については、富士見村に拡充させる。 	
4	小売業の振興	小売業に対する各種研修事業	時代に即した企業経営、従業員教育を支援するため、各種セミナー及び研修会などを開催	なし	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。 	
		中小企業特別 経営相談事業	地元の中小企業診断士による店舗訪問相談及び電話相談を実施	なし	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。 	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
5	卸売業の振興	前橋問屋センター共同事業補助	問屋センター（組合員数：47）が行う事業に対する補助 （補助金） 市補助金 430,000円（H19年度）	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
6	製造業（こけし）の振興		○群馬県こけし協同組合前橋支部に対する運営費補助 ○全群馬近代こけしコンクール並びに見本市に対する補助 ○全群馬近代こけしコンクール並びに見本市開催に対する負担金	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
7	流通対策	産地確保対策事業補助 他	○生鮮食料品総合卸売市場管理運営事業補助 前橋生鮮食料品総合卸売市場の管理運営に対して補助 （補助金） 市補助金 4,397,000円（平成19年度） ○市場まつり事業補助 前橋市場が行う「市場まつり」に対する補助 （補助金） 市補助金 760,000円（平成19年度）	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
8	中心市街地活性化事業	中心市街地活性化の推進	○中心市街地活性化の推進 平成12年3月 前橋市中心市街地活性化基本計画策定、国へ提出 平成13年3月 前橋商工会議所、TMO構想策定 平成13年9月 前橋市、商工会議所策定のTMO構想認定 平成17年11月 改訂 ※まちづくり3法の改正に伴い、新計画を策定中（平成18、19年度）	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		商店街空洞化対策事業	○熱血店舗開店支援事業（平成17年度より） 中心市街地重点地区内に空き店舗を活用し新規開業する事業者へ補助 ・改装費補助 1/2以内 50万円（上限） ・家賃補助 1/2以内 10万円/月（上限） ・補助期間：1年間	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		市民交流プラザ (元気21内)	○市民交流プラザ 中心市街地の活性化の拠点施設として、 市民交流の促進を図るため、前橋プラザ 元気21に市民交流プラザを設置する。 ・にぎわいホール ・情報発信コーナー ○にぎわいホール ・面積：513.9㎡ ・使用料：入場料を徴しない場合 (1時間：1,000円) 入場料を徴する場合 (1時間：3,000円)	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		中心商店街共 通駐車券補助	○中心商業地駐車場対策として、前橋中心商 店街振興組合が行う共通駐車券事業を補助 し、来街者の利便性の向上を図っている。	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		魅力ある商店 街づくり支援 事業	○モデル商店街活性化支援事業 通りの特色を活かしたにぎわいづくりの推 進をテーマとして、前橋中心商店街協同組 合が重点的に取り組む活性化事業に対する 支援。 弁天ワッセで生じたにぎわいの復活を模範 として、各商店街ごとに特徴を踏まえたソ フト事業を実施。	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		わたしがつく る私の舞台事 業	○市民が主役のまちづくりを具体化するため、 市民参加と市民意識の高揚を目的として、 市民の手(実行委員会)により行われるイ ベントを支援。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		にぎわい復活 市民活動支援 事業	○中心市街地で行われるソフト事業に係る運 営費等の補助。	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		イルミネー ション事業	○中心市街地の冬の風物詩として定着しつ つある市民主体の広瀬川イルミネーション事 業等の補助。 ○平成19年度補助額 2,700千円 ○主な経費 仮設電気工事費、装飾費、イベント開催経費、 広瀬川及び群馬大橋電気料等	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ ・富士見村観光協会で実施しているイルミネー ション事業は、(財)前橋観光コンベンション協会と 富士見村観光協会統合時に調整をする。	
		にぎわい市民 クラブ支援事 業	○まちづくり等の市民活動を活発化するため、 市民団体等の情報交換、相互連携、相互協 力を支援する。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
9	商店街振興事業	商店街団体運営補助	円滑な商店街団体の運営を目的に、中心商店街協同組合及び周辺商店街連絡協議会等に対する運営費補助	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		商店街街路灯電気料補助	商業振興、防犯及び交通安全に効果を上げている商店街の街路灯の電気料補助 年間電気料の30%以内	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		商店街リフレッシュ事業	街路灯、アーケード、カラー舗装等の顧客利便施設等の整備に対する商店街への事業費の一部補助 新規整備 50%以内 再整備30%以内 限度額 新規整備400万円 再整備100万円	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		いきいき・賑わい商店街支援	商店街と消費者のふれあい、相互理解を広げるために商店街が行う地域ぐるみの催しに対する補助 補助率 1/2 (年間) 限度額 20万円	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		商店街情報化推進支援	商店街に係る情報を地域社会へ積極的に発信する事業に対する補助 補助率 1/2 (年間) 限度額 情報誌 20万円 ホームページ開設 30万円 リニューアル 20万円	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
10	計量検査事業		計量法に基づき、適正な計量を目的として、商工業者等を対象に計量器の定期検査並びに立入検査及び商品の量目調査を実施し、正量取引の推進を図り消費者保護に努めている。 ・計量取締件数 定期検査 6,909件 (H18年) 立入検査 9,618件 (H18年度) ・前橋市計量検査所 所在地 前橋市総社町二丁目5-1 敷地面積 1,447.02㎡ 建物構造 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り平屋建 延床面積 461.73㎡	計量法に基づき、適正な計量を目的として商工業者等を対象に、計量器の定期検査並びに立入検査及び商品の量目調査を実施し、正量取引の推進を図り、消費者保護に努めている。 ・計量器検査件数 定期検査 90件 (H18年度) 村にて群馬県計量検定所が検査実施	○前橋市の制度により調整する ・前橋市は特定市として計量検査事務が移譲されているので、合併後の計量事務は、前橋市の制度に一元化する。	
11	駐車場対策事業	立体駐車場管理運営事業	千代田町(200台)、5番街(441台)及び城東町立体駐車場(415台)の運営	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
12	福祉施設併設 日帰り温泉施設		<p>○粕川温泉元気ランド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設概要 浴室、大広間、ラウンジ、個室 レストラン、売店、プール ・使用料 <ul style="list-style-type: none"> 大人 小人 3時間券 500円 300円 6時間券 900円 500円 1日券 1200円 1000円 ・営業時間 午前10時から午後9時 ・定休日 毎月第二・第四木曜日 ・敷地面積 13,650㎡ ・建築面積 2,951㎡ ・延床面積 3,392㎡ ・駐車場 240台 ・収容人員 500人 ・利用者数 237,485人 (平成18年度実績) ・運営費 262,365千円 (平成18年度決算) ・管理運営 指定管理者 セントラルスポーツ株式会社 ・優遇措置 70歳以上の高齢者、身体障害者は子供料金 	<p>○富士見温泉 見晴らしの湯 「ふれあい館」 (平成19年4月より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設概要 浴室、露天風呂、低温サウナ、大広間、個室、カラオケルーム、食堂、売店、喫茶コーナー、中国整体 ・使用料 (入湯税含む) <ul style="list-style-type: none"> 大人 小人 高齢者 障害者 3時間券 500円 250円 300円 6時間券 900円 450円 500円 1日券 1,200円 750円 800円 超過料金 200円 100円 100円 (1時間当たり) ※(小人は3歳以上小学生以下、高齢者は65歳以上) ・営業時間 午前10時から午後9時 ・定休日 第1・3木曜日 (木曜祝日の場合は営業) ・敷地面積 17,503㎡ ・建築面積 2,037㎡ ・延床面積 2,037㎡ ・駐車場 300台 ・収容人員 632人 ・利用者数 193,344人 (平成18年度実績) ・運営費 207,786千円 (平成18年度実績) ・管理運営 (株)伝次平プロジェクト ・優遇措置 大人20名以上の団体は、入館料50円引 	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料については、前橋市が現在実施している4年サイクルの見直しの中に加え適正な受益者負担を検討する。 	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
13	観光施設		なし	<ul style="list-style-type: none"> ○赤城山総合観光案内所（旧エネキ-資料館） ※県より占用 <ul style="list-style-type: none"> ・案内所兼新坂平売店（大洞支部に委託） ：鉄筋コンクリート造平屋建343㎡ ・トイレ：ブロック造平屋建22㎡ ○あかぎ広場（大洞支部に委託） ※国より占用（使用料783千円/年） <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟：木造平屋建120㎡ ・常設ステージ：鉄筋造140㎡屋根可動式 ・植物園：1,742㎡占用(国471㎡・県1,271㎡) ○赤城大沼ワカサギ増殖施設※県より占用 (赤城大沼漁連にて管理) <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟：木造平屋建59㎡ ○赤城山観光案内所（旧料金所）※県より借用 <ul style="list-style-type: none"> ・案内所：木造平屋建90㎡ ・倉庫：鉄筋平屋建49㎡ ・トイレ：ブロック造平屋26㎡ ○第1スキー場（県より占用）：31,649㎡ (大洞支部にて管理運営) 	○現行のまま新市に引き継ぐ	
14	キャラクター		○前橋市のマスコット「ふーちゃん」 市制施行100周年（1992年度）を記念して、マスコットを制作した。このマスコットは、記念事業各種行事のPRなどに役立てようとして制作したもの。	なし	○新たな制度等も検討する	
15	工業生産設備の近代化・合理化の促進	中小企業機械設備導入資金補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象限度額 1億円 ・補助金の交付期間 5年以内 ・補助率 2.50%以内 (平成14年12月までに導入した対象設備については3.00%以内) ・補助金交付限度額 1企業150万円以内 (平成14年12月までに導入した対象設備によって算出した金額が150万円を超える事業者については、その算出金額または200万円のいずれか少ない額) 	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
16	生産基盤整備 の充実と促進	企業誘致促進 事業	<p>企業誘致条例の優遇措置の指定事業者（市内外の事業者）に対し該当する助成金の交付及び融資の斡旋を行う。</p> <p>【助成金の種類及び額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設設置助成金 事業開始後の3年分の固定資産税・都市計画税を助成 ・雇用促進助成金 事業開始日までに本市に住民登録をしており事業開始の日から1年以上継続して雇用したものの1人につき10万円を交付。 (限度額200万円) ・緑地設置助成金 緑地を設置した費用の30%を助成 (限度額300万円) ・水道料金助成金 水道の使用を開始した日から3年分の水道料金を助成(限度額1年分につき100万円) ・用地取得助成金 事業所の用に供する土地購入価格の10%を助成(限度額1億円) 	<p>企業誘致促進条例の優遇措置の指定事業者に対し該当する奨励金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進奨励金 固定資産税額を限度に事業開始後3年間交付 ・雇用促進奨励金 事業開始の日から1年以上継続して雇用した村内居住雇用者1人につき10万円を交付 (限度額200万円) ・緑地設置奨励金 緑地設置費用の100分の30を交付 (限度額200万円) ・水道利用奨励金 使用開始後3年分の100分の30を交付 (限度額1年分につき100万円) 	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。 	
		中小製造企業 者立地促進事 業	<p>市内中小製造企業者が市内に事業所を増設または移設するのに要した事業費用の一部を補助する。</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。 	
		環境配慮型企 業支援事業	<p>製造業等の市内中小企業等が地球温暖化対策や循環型経済社会の構築などに積極的に寄与する事業に要した経費の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金額 当該事業に要した経費の30%。上限は事業による。 ①緑地設置事業 限度額300万円 ②屋上緑化事業 限度額200万円 ③緑地等管理事業 限度額20万円 ④環境マネジメントシステム認証取得事業 限度額20万円 	なし	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。 	
17	情報調査活動 の推進		<p>製造業経営動向調査を実施し、本市工業の実態及び課題の把握に努めるとともに、企業の情報収集活動を支援するため、経営近代化の一助となる各種情報を提供する。</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。 	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
18	経営の合理化 事業の促進	経営・情報化 コンサルティング事業	中小企業診断士やSEなどの専門家を市内中小企業に派遣し、経営内容を分析診断して、その改善点を勧告し、各企業の健全な育成を図る。 (企業負担：1回5千～1万円)	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		各種研修会	時局講演会や監督者研修会など各種講演会、セミナーを、前橋商工会議所と共催で実施	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		企業貢献技術 者等表彰	市内の中小企業に従事する者のうち、技術又は技能等が優秀で企業の発展又は改善等に貢献し、その功績が顕著なものを表彰し、従業員意識の高揚と企業の活性化を図る。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
19	創業支援の促進	創業支援塾の 開催	創業予定または創業間もない起業家を対象にセミナーを開催し、創業支援の充実を図る。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		創業支援コン サルティング 事業	創業予定または創業間もない起業家が抱える様々な課題解決のために相談業務を実施し、もって起業家の育成支援を図る。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
20	次世代育成	親と子の工場 見学	次世代を担う子供たちの産業に対する理解を深めるため、市内の協力製造企業の製造現場を見学する。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		こども起業塾	学校では学べない会社作りの仕組みを体験し、次世代を担う子供たちの起業家精神を育む。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
21	技術開発、販 路開拓の促進	新製品・新技 術開発費補助 金	・補助率 中小企業の新製品開発資金及び特許申請費用については40%以内、中小企業団体については50%以内 ・補助限度額 1社当たり 中小企業者 150万円、中小企業団体 300万円	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		産学官連携推進事業	<p>大学や高等専門学校等の優れた技術を市内企業に移転を行うため、産学官連携による新製品開発への補助、研究開発セミナー、情報交換会、先進地視察等（補助）を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業 新製品開発 対象経費：50%以内 ・限度額 1企業 200万円、中小企業団体 300万円 	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		大学発ベンチャー企業支援事業	<p>大学発ベンチャー企業の創出、発展及び集積を促進を図るため、大学等の研究成果に基づく起業又は起業後の事業規模の拡大に必要な経費の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業 設立時の各種相談経費、会社登記費用、事務所賃貸料、事業活動のための機械装置等の購入費用等を補助 ・限度額 1社 設立は、2分の1以内で50万円 設立5年以内は、30%以内で50万円 	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		国際見本市各種展示会等出展費補助金	<p>全国的規模で開催される見本市、展示会等の参加費用の一部助成を通じて、企業の新製品開発及び技術水準の向上、先進技術情報の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国規模の各種見本市・展示会 1社 27万円（限度額 対象経費50%以内） ・群馬県等の公共団体等が開催する見本市・展示会 1社 2万円 	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
22	下請振興対策の促進	産業・社会振興貢献優良企業表彰事業	<p>市内企業で地域経済や地域社会に対して著しく貢献するとともに技術の改善向上や経営の合理化などにより業績顕著な企業に対して表彰をする。</p>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		中小企業倒産防止共済制度加入促進事業	<p>中小企業の連鎖倒産又は経営難に陥る事態の発生を防止するため、共済制度加入を促進し、中小企業の経営の安定を図る。</p>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
23	業種別技術向上及び団体育成事業	業種別団体の育成補助	<p>技術講習会等、自発的に行う団体の事業に対して補助を行い、効果的な運営を促進する。</p>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		異業種交流グループ事業補助金	異業種グループの情報交換や技術開発等の諸活動の積極的に支援し、中小企業の競争力の強化と振興発展を図る。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		工業団地造成組合との協調と連携	市の財政力を強化、充実させ、かつ人口増加を図るため、収益力のある公害のない企業の育成振興を推進する前橋工業団地造成組合に対して業務部担当課として事務従事及び負担金の交付を行う。	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
24	勤労者対策	勤労者総合福祉センター他	○産業人スポーツセンター ・所在地 東片貝町4 1 7 - 4 ・指定管理者 (社)前橋産業人体育振興協会 ・野球場 4面 (内夜間照明施設1面) ・駐車場 1 2 2台 ・使用料 (1面) 1日2,680円 半日1,340円 早朝、ナイター 750円	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
			○勤労青少年ホーム ・所在地 大渡町二丁目3 - 1 5 ・指定管理者 前橋勤労青少年育成会 ・体育室、音楽室、図書室、娯楽談話室、料理講習室、和室、講習室 ・開館時間 平日、土曜 午後1時～9時 日曜日 午前10時～午後6時	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
			○勤労女性センター ・所在地 岩神町三丁目1-1 (教育プラザ内) ・指定管理者 前橋勤労女性支援協会 ・事務室、セミナー室、託児室、調理室 (共用) ・開館時間 平日、土曜午後1時～9時	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
			○前橋勤労者総合福祉センター (前橋テルサ) ・所在地 千代田町二丁目5 - 1 ・地下1階・地上1 2階 ・テルサホール500席、カルチャー教室、研修・会議室、フィットネス施設、温水プール、宿泊・宴会、レストラン、喫茶、雇用・能力開発機構群馬センター など	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		優良従業員表彰	○技能功労者表彰 技術の改良創作に努め、技術の向上、技術の伝承、後継者の育成等により本市産業の発展に寄与した者	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
			○永年勤続従業員表彰 ・一般表彰 10年、20年 ・特別表彰 30年	○永年勤続優良従業員表彰（商工会） ・一般表彰 5年、10年、15年、 20年、25年、30年	○前橋市の制度により調整する	
		中小企業退職金共済、特定退職金共済制度加入促進補助金	・新規加入事業所 掛金の20%（加入より1年） ・追加加入事業所 掛金の10%（ " ）	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		若年労働者の求人開拓及び職業安定の促進	・前橋職業安定協会（事務局商工会議所）との業務提携により、企業説明会、企業と高校進路担当者との意見交換会、新規市内就職者激励大会の実施	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		電話労働相談	・毎月第1・3水曜日午後1時30分～4時 ・委託先 群馬県社会保険労務士会前橋支部	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		前橋地区高等職業訓練校の運営費補助	・所在地 石関町122-7 ・運営主体 職業訓練法人前橋職業訓練協会 ・訓練科目 木造建築普通科（3年） 造園科（1年） 木造建築高卒科（2年）	同左	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		労働教育事業の実施	・労働者側、使用者側、学識経験者の三者構成による前橋市労働教育委員会で、勤労者や経営者を対象に各種労働教育事業を行い、近代的労使関係の確立を図る。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	
		ファミリー・サポート・センターの運営	・育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員組織として「ファミリー・サポート・センター」を設置し、地域において会員同士が相互援助活動を行うことを支援する。 ・運営委託先 前橋勤労女性支援協会	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の現制度を富士見村に拡充させる。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
25	農業委員会の構成		委員及び部会の構成 定数 現在数 ・選挙による委員 40人 40人 ・法12条1号委員 2人 2人 ・法12条2号委員 4人 4人 ・農地部会 19人 19人 (調査班1～3班) (兼務1) ・農政部会 29人 29人 (兼務1) (農業振興対策専門委員会・農業就業対策専門委員会)	委員及び部会の構成 定数 現在数 ・選挙による委員 9人 9人 ・法12条1号委員 2人 2人 ・法12条2号委員 3人 3人 部会なし	○富士見村の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定を適用し、前橋市の農業委員会の選挙による委員の残任期間に限り、前橋市の農業委員会の選挙による委員として在任する	
26	農業委員の任期		3年 (平成20年7月19日任期満了)	3年 (平成20年7月19日任期満了)		
27	農業委員の報酬		・会長 1人 年額1,488,000円 ・会長職務代理 2人 年額840,000円 ・部会長 2人 年額840,000円 ・委員(選挙選出) 35人 年額708,000円 ・委員(選任/議員以外) 4人 年額462,000円 ・委員(選任/議員) 2人 年額312,000円	・会長(選任/議員) 1人 年額647,000円 ・会長職務代理 1人 年額440,000円 ・委員(選挙選出) 8人 年額347,000円 ・委員(選任/議員以外) 4人 年額347,000円 ・委員(選任/議員) 0人 年額347,000円	○前橋市の制度により調整する	
28	費用弁償		公務の旅行について市長等と同額の旅費を支給	公務の旅行について村長等と同額の旅費を支給	○前橋市の制度により調整する	
29	負担金	会費等負担金	群馬県農業会議賛助員拠出金 1,405,000円	群馬県農業会議賛助員拠出金 277,000円	○現行のまま新市に引き継ぐ	
30	農業委員会広報		「農業委員会だより」を年1回発行	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
31	建議活動		農業者の利益代表機関として農業の発展と農業経営の安定を図るため、毎年建議及び要望活動を実施	農業者の利益代表機関として本村の農業の発展と農業経営の安定を図るため、必要の都度建議及び要望活動を実施	○前橋市の制度により調整する	
32	農業振興対策事業	農地流動化対策事業	①農地流動化対策事業(農地銀行活動) 農地利用集積促進員や農地利用調査員を中心に、貸し手、借り手情報の収集を強化し、掘り起こし活動の推進を図る。 事業費: 2,042千円	①農用地利用集積実践事業 農地流動化推進員を中心に、貸し手、借り手の情報を収集し、掘り起こし活動の推進を図る。 事業費: 97千円	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		農地流動化奨励金交付事業	<p>②農地流動化奨励金交付事業 農地の貸し手又は借り手の認定農業者に対し奨励金を交付することにより、認定農業者等の育成・確保及び農用地の利用集積を推進すると共に遊休農地の解消を目指す。 ただし、市単分の奨励金の交付内容については、要項のとおり。 なお、単価については下記の単価表による。 (市単価表) 利用権設定の条件 10a 当たり推進費額 新規設定(借り手) ・6年以上10年未満 通年6,000円 期間2,000円 ・10年以上 通年8,000円 期間3,000円 再設定(借り手) ・6年以上10年未満 通年3,000円 ・10年以上 通年5,000円 新規設定(貸し手) ・6年以上10年未満 通年3,000円 期間1,000円 ・10年以上 通年4,000円 期間1,500円 再設定(貸し手) ・6年以上10年未満 通年1,500円 ・10年以上 通年2,500円 担い手加算 受け手が担い手(16歳以上40歳以下の者)である6年以上の設定単価は、通常単価に5,000円を加算</p>	<p>②農用地高度利用促進奨励金交付事業 農地の貸し手に対し奨励金を交付することにより、農地の利用集積を促進し、担い手の育成及び確保並びに農地の有効利用を図る。 ・事業費 505千円 単価については下記の単価表による。 (村単価表) 利用権設定の条件 10a 当たり推進費額 新規設定(貸し手) ・3年以上6年未満 通年 5,000円 期間 3,000円 ・6年以上10年未満 通年15,000円 期間 6,000円 ・10年以上 通年20,000円 期間 8,000円 再設定(貸し手) ・5年以上 通年 5,000円</p>	<p>○前橋市の制度により調整する ・単価表は、前橋市のものを使用する。 ・設定時期について、前橋市に統一する。</p>	
		農業経営管理 能力向上支援 事業	<p>農業経営管理能力向上支援事業 パソコンを活用した農業簿記講習会により、青色申告の普及や経営分析による経営改善への取り組みを図り効率的、安定的な経営体を育成する。 ・パソコン農業簿記講習会 年7回 (初級者を対象とする)</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する ・参加対象者を富士見村に拡大する。</p>	
		農業会議所	<p>農業会議所 平成19年5月定期総会により解散</p>	<p>農業会議所 農業委員会、農協及び各種農業団体の長で構成し、主に農作業委託料金等の標準改定</p>	<p>○廃止の方向で調整する ・合併までに解散する。合併後は前橋市の農作業委託料金等標準設定会議に富士見地区代表者が構成員として参加して標準委託料を協議していく。</p>	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		前橋市認定農業者連絡協議会	前橋市認定農業者連絡協議会 認定農業者と家族経営協定(家族協定を含む)を締結した農家等で構成し、個々の経営基盤の強化と改善を図り相互に連携し、農業経営基盤の確立を目指す。 事務局は農業委員会事務局内にある。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 ・家族経営協定農家連絡協議会は合併前に解散し、合併後、同協議会に加入していた方は、前橋市認定農家連絡協議会に加入するとともに、富士見支部を設立する。	
33	担い手対策事業	ふれあい農業講座実施事業	農業従事者の高齢化及び兼業化が進行する中、多様な担い手の確保や遊休農地の有効利用などの課題に対応するため、農作物栽培の基礎的な知識や技術習得の講座を開講することにより、食料・農業への理解を深めてもらう機会とする。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		新規就農者対策	新規就農者を確保・育成するために激励会を開催し、奨励金を交付するとともに講演会の開催により今後の農業経営の参考に資する。 ・新規就農者奨励金 一人10万円(一回交付)	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		農業後継者就農対策	なし	「農業後継者就農奨励金交付」 認定農業者の家族で、後継者が村内外の先進農家において30日程度以上の就農研修事業を実施するに際して、奨励金を交付する。 ・奨励金 30万円を限度	○廃止の方向で調整する ・平成8年度から実績も無く、既存の前橋市の後継者関係事業で対応する。	
		家族経営協定農家対策	各農家の構成員(家族)間の役割分担を文書で明確にし、家族の協力関係の下、農業経営の向上や働きやすい環境整備等を図る。 (新規就農者は上記激励会において合同調印式を実施)	各農家の構成員(家族)間の役割分担を文書で明確にし、家族の協力関係の下、農業経営の向上や働きやすい環境整備等を図る。なお、家族経営協定農家連絡協議会の事業活動を支援する。(調印式を実施)	○前橋市の制度により調整する ・合同調印式を富士見村に拡大する。	
		農業研修者受入農家等助成金交付	農業従事者を研修生として受け入れ、農業技術を指導する農家に対し、助成金を交付する。 ・研修者1人につき月額3万円(研修後に交付) ・交付期間6カ月から12カ月	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		海外研修補助事業	海外研修補助事業 農業の国際化に対処するとともに、今後の地域農業社会のリーダー格となる農業青年が近代農業経営に必要とされる知識、技能等を習得するため、農業先進国において行う研修に対し補助金を交付する。 ・農業青年海外研修補助金・・・海外研修の参加に要する経費の2分の1または20万円のいずれか低い額(長期研修参加者)	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		結婚対策事業	農業後継者の結婚に対し、記念品(図書券)を贈り、祝福する。	農業後継者が結婚したとき、祝い金を贈呈する。又、仲人に対して報奨金を贈呈する。 ・農業後継者 1組10万円 仲人 1組5万円	○前橋市の制度により調整する	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		農業体験学習事業	市内小学校児童等を対象にサツマイモの栽培体験学習を実施し、栽培の苦労や収穫の喜びの体感により、心豊かな人間性を養うとともに、生産（農業）と食料に関心を持つ機会とし、食農教育の一助とする。 H19 苗配付数：15,500本 配付先：73校（園・所）（内訳：小学校43、中学校9、養護学校1、幼稚園4、保育所16）	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
34	農地基本台帳関係	諸証明の発行業務	農地基本台帳に基づく、耕作証明、農地基本台帳登載事項証明、贈与税猶予証明（適格・継続）、相続税猶予証明（適格・継続）等の証明書を発行する。 手数料：1通350円	農家台帳に基づき、耕作証明、贈与税猶予証明（適格・継続）、相続税猶予証明（適格・継続）等の証明書を発行する。 手数料：1通300円（ただし、徴収していない。）	○前橋市の制度により調整する	
		農地基本台帳に関する調査	農地基本台帳に関する調査 毎年、1月1日現在で、農地基本台帳整備のため、本市に居住している10アール以上の農地を耕作している農家（全農地を貸付または休耕している農家および全農地を借りている農家を含む。）を対象に実施する。	農地基本台帳に関する調査 随時、土地台帳等と照合	○前橋市の制度により調整する ・富士見村も定期的に台帳調査を行う。	
35	標準委託料		○農作業委託料金等の適正化を図るため、農業委員会が農作業委託料金等標準設定会議を開催し、協議・検討して農政部会に諮り決定する。 ・毎年 実施 ・構成員：前橋市集落営農組合連絡協議会・農業委員会会長・農政部会長・農業振興対策正副専門委員長・農業振興対策専門委員・中部農業事務所・JA前橋市営農部農産販売課長・農政課長・農業委員会事務局長・担当係長及び事務局	○富士見村農業会議所で協議改定 ・毎年実施 ・構成員：農業委員会・JA・各種農業団体の長	○前橋市の制度により調整する ・ただし、委員構成については別途調整する。	
36	農地事務		○農地法に基づく農地事務について、優良農地の確保と有効利用が図られるよう、適正かつ厳格な処理に努める。 また、広報紙等を通じて農地制度の周知徹底を行い違反転用防止を図るとともに農地法許可後の利用状況調査等によって適正な農地行政に努める。 平成14年4月に県から2ha以下の農地転用権限が市に移譲され、農業委員会に事務委任された。 ○毎月15日締め、翌月5日に農地部会開催 ・農地部会運営について：部会に調査班を置き部会開催前に、課題事案について現地調査・面接調査を行い農地部会に報告する。 ・各種申請事務等については全て農業情報システムにより処理する。	○農地法に基づく農地事務について、優良農地の確保と有効利用が図られるよう、適正かつ厳格な処理に努める。 また、広報紙等を通じて農地制度の周知徹底を行い違反転用防止を図るとともに農地法許可後の利用状況調査等によって適正な農地行政に努める。	○前橋市の制度により調整する ・2ha以下の農地転用権限が、富士見村に拡大する。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
37	標準小作料		<p>○市内の農地の良好な貸借関係の構築に資するため、農作物価格の実態、動向を踏まえ地区別、田畑別に小作料の額を定める。3年毎及び生産費、農産物価格等標準小作料の設定の基礎となった事項に変動が生じた時に改定する。</p> <p>・改定年：平成19年11月</p>	<p>○農作物の価格の実態、動向を踏まえ、良好な貸借関係の構築に資するため、標準小作料の改定を行う。</p>	<p>○当分の間現行どおりとし、段階的に調整する</p> <p>・標準小作料は、区割り、額等について段階的に調整する。</p>	
38	遊休農地対策事業		<p>①遊休農地実態調査を定期的に行い、解消のための方策の検討や解消策の実践に取り組む。主たる解消策は、農地流動化対策事業により、認定農業者や集落営農組織への利用集積の推進、特定法人貸付事業により多様な担い手を確保し、遊休農地の解消に努める。</p> <p>②農家等の市民農園の開設に対し、開設費用の一部を補助することにより、円滑な開設、促進を図るものとする。また、広報紙等を通じて、市民農園の適正指導を行う。</p> <p>事業費： 40千円 補助額： 20千円上限</p>	<p>①農業委員会により遊休農地の現地調査を毎年1回行い実態把握に努め、解消策を検討している。</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・前橋市の制度を富士見村に拡大する。</p>	
39	相続税納税猶予業務		<p>相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の現地面接調査の実施</p>	<p>相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の現地面接調査の実施</p>	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ</p>	
40	農業情報システム		<p>○認定農業者等の育成支援、農地流動化の促進のため、農地・農家の横断的な情報が必要になることから、農地・農家の情報を機軸として、毎年行われる農家意向調査の結果もデータベースに蓄積し、農地の流動化、農業振興施策等に活用するため平成11年4月1日からシステムを稼働している。</p> <p>(主な処理業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地基本台帳業務 ・農地銀行業務(貸し手・借り手情報、農作業受委託情報等) ・農業振興業務 ・農地法業務 ・農振除外業務 ・農業委員選挙業務 ・納税猶予管理業務 	<p>農地基本台帳管理システム</p> <p>○認定農業者等の育成支援、農地流動化の促進のため、農地・農家の横断的な情報をデータベースに蓄積し、農業振興施策等に活用するため平成19年3月からシステムを導入している。</p> <p>(主な処理業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地基本台帳業務 ・農業振興業務 ・農地法業務 ・農振除外業務 ・農業委員選挙業務 ・納税猶予管理業務 	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・合併及び新システム導入(検討中)の時期並びに連携する他システムの整備状況等によりデータの移行と統合の方法については別途調整する。</p>	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
41	農業経営基盤強化促進対策事業	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	農業の効率的かつ安定的な経営を目指すための目標 ・目標年次 平成27年 ・年間農業所得（主たる従事者1人当たり） 450万円程度（1経営体当たり）630万円程度 ・年間労働時間（主たる従事者1人当たり） 2,000時間程度	農業の効率的かつ安定的な経営を目指すための目標 ・目標年次 平成27年 ・年間農業所得（主たる従事者1人当たり） 440万円程度（1経営体当たり）620万円程度 ・年間労働時間（主たる従事者1人当たり） 1,800～2,000時間程度	○前橋市の制度により調整する	
		農業経営改善計画の作成支援事業	地域の担い手となる農業者を掘り起こすとともに、農業経営改善計画の助言等を行い認定農業者の推進を図る。	地域の担い手となる農業者を掘り起こすとともに、農業経営改善計画の助言等を行い認定農業者の推進を図る。	○前橋市の制度により調整する	
		農地保有合理化事業	営利を目的としない法人（農地保有合理化法人）が、規模縮小農家等の農地を保有した後認定農業者等の担い手農家に再分配する。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		特定法人貸付事業	地域の農業者だけでは遊休農地の解消やその発生防止が困難な地域を関係機関と協議して設定し、農業へ参入しようとする法人と市が協定を結んで農用地を活用する。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
42	地域農政推進対策事業	農業振興計画	○H17.1.11 県・農業振興地域整備基本方針が変更されたこと、また、H17.1.25従前の前橋・大胡・宮城・粕川の各農業振興地域が統合されたことを受け、基礎資料収集等の「基礎調査」を行い、農業振興地域整備計画の全体見直しと統合（一本化）を行った。（平成20年3月公告） ○農振農用地の地番を管理する方法に全地区において統一し、地番、面積、筆数等の確定を行い、農用地利用計画の変更を行った。（平成19年12月14日公告）	○H17.1.11 県・農業振興地域整備基本方針が変更されたことを受け、基礎資料収集等の「基礎調査」を行い、農業振興地域整備計画の見直し作業実施中。（平成20年6月頃に変更公告予定） ○農振農用地の地番を管理する方法（青地管理方式）については、平成20年度より着手する予定。	○現行のまま新市に引き継ぐ ・合併後の土地利用の取扱いに留意し、時期を見て農振計画を統合する。	
		農業集団組織育成対策事業	農業者が組織する農業団体が共同で利用する機械、施設の導入等に対し事業費6,000千円を限度にその1/3を補助する。 補助金：10,000千円 補助率：市1/3	農業者が組織する農業団体が共同で利用する機械等の導入に対しその1/4を補助する。 補助金：3,492千円 補助率：村1/4	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		認定農業者支援事業	認定農業者3人以上が組織する生産団体が経営改善計画の早期達成のため施設・機械を導入する場合、事業費10,000千円を限度にその1/3を助成する。 補助金：21,754千円 補助率：市1/3	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		営農活動支援事業	農地・水・環境保全対策事業の共同活動事業を実施している地域で、その構成員の中の農業者が、環境負荷低減に向けた栽培方法により米麦、野菜等を生産する取り組みに対して、群馬県水土里保全協議会へ活動費を交付する。 交付金：営農基礎活動支援 50千円 先進的営農支援 300千円 (総事業費の1/4を交付金として支出)	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		経営構造対策事業	・広場管理事業補助金(市単) 補助金：2,000千円	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		農業団体支援事業	地域農業の振興を図るため、各種農業生産団体、協議会等に運営費補助等を助成し組織育成の強化を図る。 補助金：830千円(定額) (主な交付団体) 前橋市認定農業者連絡協議会、前橋市集落営農組合連絡協議会、前橋市農家生活改善連絡協議会、荒砥東北部地区農業農村活性化推進協議会	農業団体強化育成事業(村単) 地域農業の振興を図るため、各種農業生産団体、協議会等に運営費補助等を助成し組織の育成の強化を図る。 補助金 2,380千円(19年度) (主な交付団体) 農業研究団体連絡協議会、園芸協議会、稲麦作機械化組合連絡協議会、そば生産組合、酪農振興会、養豚部会、和牛繁殖部会、肉牛部会、漁業振興組合、FANクラブ、養蚕農家連絡協議会	○当分の間現行どおりとし、段階的に調整する ・漁業振興組合、FANクラブは別途調整し、その他については、段階的に調整をする。	
		農業まつり	生産者と消費者の交流により、農業に対する理解を深め、「潤いのあるまちづくり」の推進と農業の健全な発展を図るもの。 前橋市農業まつり負担金：2,000千円(定額) (前橋市農業まつり実行委員会)	生産者と消費者の交流により、農業に対する理解を深め、「潤いのあるまちづくり」の推進と農業の健全な発展を図るもの。 前橋市農業まつり運営費補助金：200千円 (前橋市農業まつり実行委員会)	○現行のまま新市に引き継ぐ	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		会費等負担金	負担金：141,124千円 群馬県流通情報協会負担金、前橋市担い手育成総合支援協議会運営費負担金、農業共済事務所維持管理費負担金、農業共済事業事務費負担金	負担金：19,800千円 農業共済事業運営費負担金	○現行のまま新市に引き継ぐ	
43	附属機関	農業経営基盤強化促進会議	農業経営改善計画審査会（第三者機関） 構成員：農業委員（7）農協（3） 中部農業事務所（4）	認定農業者審査会 構成員：農業委員会、中部農業事務所、JA前橋市富士見支所、富士見北橋土地改良区、産業課長	○前橋市の制度により調整する ・委員構成については、富士見村の地域性に配慮し適切な処置を講ずるものとする。	
		農業近代化資金審査委員会	前橋市農業近代化資金審査委員会 構成員：農業委員（5）農協（2）	・富士見村農業近代化資金審査委員会 構成員：村長、農業委員(1)、農協(1)、 中部農業事務所(1)	○前橋市の制度により調整する ・委員構成については、富士見村の地域性に配慮し適切な処置を講ずるものとする。	
		農業振興協議会	前橋市農業振興協議会 構成員：農業委員会(会長・職務代理者(2)) ・農地部会長・農政部会長)、JA(組合長・理事専務・営農部長・畜産部長・営農企画課長)、土地改良区(広瀬桃木両用水土地改良区理事長・大正用水土地改良区理事長・赤城大沼用水土地改良区理事長・群馬用水土地改良区理事長)農業者関係(JA前橋市青年部協議会会長、前橋市認定農業者連絡協議会会長、前橋市農家生活改善連絡協議会会長、前橋市農業集落排水事業連絡協議会会長、前橋市集落営農組合連絡協議会会長)	・富士見村農業振興整備促進協議会 構成員：村議会議員(7)、農業委員(14)、 農協(1)	○前橋市の制度により調整する ・委員構成については、富士見村の地域性に配慮し適切な処置を講ずるものとする。	
44	協議会等	農畜産物流通販路拡大協議会	前橋農畜産物流通販路拡大協議会 構成員：前橋市農政部長、前橋市農政課長、支所産業課長(3)、JA営農部長、JA支所営農経済課長(3)	なし	○前橋市の制度により調整する	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		産業活性化推進協議会	なし	産業活性化推進協議会 ・産業の活性化と地域づくりの推進を図るため農林業、商工業が一体となって調査研究等を行う産業振興ビジョンの実践機関。(赤城南麓産業振興ビジョンの推進運営母体) 構成員： 富士見村長・村議会議長・産業建設常任委員会(正・副) 農業委員会(会長・職務代理) ・JA前橋市富士見支所(支所長・次長)・園芸協議会長・畜産組織連絡協議会長・稲麦作機械化組合連絡協議会長・富士見村商工会(会長・企画イベント部会長・飲食店部会長・商業部会長・青年部長・女性部長・事務局長)・富士見村観光協会(会長・大洞支部長)・区長会長・農事支部長会長・農業経営士・農業農村男女共同参画地域検討委員長・FANクラブ会長・農産物加工組合長・風ラインふじみ理事長・赤城大沼漁業組合長・れんげつつじの会長・企画財政課長・産業課長	○合併時までに調整する ・組織・事業内容について、再編・見直しを行う。	
		耕畜連携推進協議会	なし	富士見村耕畜連携推進協議会 ・畜産農家と耕種農家の連携を図り、堆肥の流通・施用を促進するため調査研究を行う耕畜連携推進協議会に対し運営推進費補助 構成員： 中部農業事務所(7)・村議会産業常任委員会(委員長・副委員長)・農業委員会(会長・職務代理) JA前橋市(畜産部長・養豚養鶏課長・酪農肉牛課長・富士見支所長・次長・営農経済係長)・富士見村畜産協議会(会長・副会長)・園芸協議会(会長・副会長)繁殖和牛部会長・堆肥利用組合(4)・風ラインふじみ(理事長・副理事長)・産業課(4)	○富士見村の制度により調整する	
		担い手育成総合支援協議会	前橋市担い手育成総合支援協議会 構成員：中部農業事務所(3) 前橋市農業協同組合(5) 前橋市農業委員会(4) 前橋市(4) ・集落営農組合や認定農業者等の意欲と能力のある担い手を確保・育成するため、国から直接補助金の交付を受け施策を展開する支援組織	なし	○前橋市の制度により調整する	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定への推進 ・農業起業化への支援 	平成16年度に「農業・農村男女共同参画推進事業地域検討委員会」で策定されたビジョンに基づき、「食と農・男女に輝くフェスティバルin富士見」を年1回開催（我が家の自慢料理コンクール）。委員会の構成員は、農業委員、農業経営士、農村生活アドバイザー等	○前橋市の制度に調整する ・市の男女共同参画基本計画の農業分野へ位置づけを検討する。	
45	都市農村交流推進事業	都市農村交流推進事業	<p>足立区をはじめとする都市住民との交流など、地域の特性を生かしたグリーン・ツーリズムの推進と花とみどりによる農村景観づくりを推進するための事業補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城ふるさと地域づくり推進協議会 宮城地区の個人、団体 会員数118名 ・平成19年度市補助金 5,500千円 	都市と農村の交流（グリーンツーリズム）の積極的推進を図るため、明治の老農船津伝次平ゆかりの地等（東京都北区、目黒区、文京区）を中心にイベント（祭り）へ参加等、相互訪問を行い富士見村の農産物及び観光のPRを行いながら誘客を図る。推進会議の構成員は農業委員を中心に農業、商工業、観光等関係機関と募集による一般会員からなる。 事業費 951千円（19年度） 事業主体 都市農村交流推進会議	○現行のまま新市に引き継ぐ	
46	農政施設等	農産物直売所	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋北部地区農畜産物直売所「産直味菜」346㎡ ・平成14年度経営構造改善事業 ・事業費：92,331千円 国1/2 ・前橋北部地区産直組合に貸し付け ・使用料：2年間は100%減免 3年目から1,350千円/年 	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
			なし	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見村農産物直売所（行政財産） 292.31㎡ 平成5年 グリーンフロント21整備事業 事業費：60,220千円 農産物加工組合に委託 	○現行のまま新市に引き継ぐ ・ただし、行政財産の位置付けについては、別途調整する。	
			なし	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館農産物直売所（行政財産） 464.74㎡ 平成13年度経営構造貸先事業 事業費：92,324千円 （農）風ラインふじみに管理運営を委託 	○現行のまま新市に引き継ぐ ・ただし、行政財産の位置付けについては、別途調整する	
			<ul style="list-style-type: none"> ・花木農産物直売所「さんぼ道」 ・平成6年度 県単事業 ・農事組合法人「さんぼ道」に貸し付け 使用料：2,000千円/年 	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ふれあいの郷内 83.52㎡ 平成4年度 県単事業 現在貸付けなし 	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
			<ul style="list-style-type: none"> ドイツ村内 99.37㎡ 平成7年度県単事業 29,500千円 県1/2 合併前からドイツ村に貸し付け 使用料：無料 	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
			<ul style="list-style-type: none"> 粕川特産物直売所 平成11年度 県単事業 使用料：収入金額から委託料を除いた金額の0.2% 粕川特産物直売所組合に貸付 平成15年度まで100%減免 	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
			<ul style="list-style-type: none"> 粕川ふるさと館 平成6年度 県単事業 平成18年度より 深津機械化利用組合に豆腐加工施設として貸付 使用料：単年契約により平成19年度は無料 	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		多目的集会施設	なし	<ul style="list-style-type: none"> 研修施設(行政財産) 富士見村地域資源総合管理施設 農業活性化センター 479.3㎡ 平成7年度農業改善事業 事業費：151,200千円 国1/2 村1/2 使用料：無料 	○現行のまま新市に引き継ぐ ・ただし、管理運営方法及び使用料等については、別途調整する。	
		農産物加工施設	<ul style="list-style-type: none"> 前橋市農業総合研修センター 915㎡ 昭和46年度第二次農業構造改善事業等 事業費：101,500千円 (国32,500千円) 使用料：条例に基づき部屋ごとに設定 J A前橋市を指定管理者として管理を委託 委託料：4,635千円 	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			なし	・富士見村農産物加工研修所(行政財産) 173.1㎡ 昭和63年度新農業構造改善事業ほか 事業費：39,677千円 使用料：条例に基づき設定	○現行のまま新市に引き継ぐ ・ただし、行政財産の位置付け及び管理方法等については、別途調整する。	
			・宮城特産品加工研究センター 57㎡ ・平成3年度 県単事業 事業費：11,288千円 使用料：販売目的以外の使用は無料	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
			・粕川農産物加工施設 ・平成8年度ふるさとづくり事業(村単) 事業費：66,352千円 使用料：条例に基づき設定 (広域圏住民の利用可) ・粕川特産物直売所組合を指定管理者として 管理を委託 委託料：1,607千円	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		ふれあい農園	市民農園として、市が農家から農地を借り入れ貸し出す。(特定農地貸付法) 事業費 ・1区画：50㎡ ・年間使用量：3,000円 (大胡42区画・五十山54区画)	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
47	水田農業構造改革対策	水田営農対策	①数量調整円滑化推進事業(補) 補助金：1,299千円 補助率：県 10/10	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
			②水田農業総合推進事業(補) ・土地利用集積の促進 農業者が利用権設定した借地費用の一部助成 補助金：2,600千円 事業量：65ha 補助率：県 10a当たり 2,000円 市 10a当たり 2,000円	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成作物作付促進 景観形成作物作付に要する経費助成 補助金：5,700千円 事業量：23ha 補助率：県 10a当たり 6,000円 市 10a当たり 3,000円 ・大豆共同防除 大豆共同防除に要する経費助成 補助金：4,824千円 事業量：120.6ha 補助率：県 10a当たり 4,000円 ・加工用米生産出荷奨励（価格差補填） 通常販売米と加工用米の価格差の範囲内で、 補填を行う。 補助金：7,000千円 事業量：3,500俵 補助率：県 1俵当たり 1,000円 市 1俵当たり 1,000円 【加工用米生産出荷奨励事業（市単）】 上記県単の市費交付額が1,000円未満 のとき、1俵あたり1,000円を上限と し、差額を交付する。 補助率：市 1俵当たり1,000円未満 ・飼料用稲作付拡大・流通促進対策 耕種農家と畜産農家が供給契約を締結して 発酵粗飼料用稲の栽培を行う場合に、耕種 農家に対して助成する。 補助金：2,200千円 事業量：22ha 補助率：県 10a当たり 10,000円 	なし		
			<p>③重点作物奨励事業（市単） 大豆等転作奨励助成 補助金：12,000千円 事業量：300ha 補助率：市 10a当たり 4,000円</p>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
			<p>④海外援助用米穀生産特別対策事業（市単） 援助用米生産活動助成 補助金：200千円（定額）</p>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			なし	集荷円滑化対策関係助成(村単) 転作奨励(農事支部)1,075千円 均等割:15,000円×29支部 面積割:400円/10a×160ha	○廃止の方向で調整する ・富士見村は合併までに廃止する。	
48	農業近代化資金等利子補給	農業近代化資金利子補給	農協等が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、融資機関に対して利子補給を行う 貸付限度額:1,800万円/1人 20,000万円/法人 補給期間:資金使途により異なる 補給率:2.00%以内 補給金:51,255千円	農協等が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、融資機関に対して利子補給を行う 貸付限度額:1,800万円/1人 20,000万円/法人 補給期間:資金使途により異なる 補給率:1.50%以内 補給金:848千円	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		環境保全型農業推進資金	環境汚染等の発生防止や有機質資源の有効活用のための施設、機械導入等の資金の利子補給 貸付限度額:1,800万円/1人 補給期間:10年以内 補給率:2.00%以内 補給金:農業近代化資金利子補給に含む	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		認定農業者育成資金(L資金)	認定農業者が望ましい経営体を目指して、その経営発展に必要な資金を総合的かつ計画的に融資機関より借り受けた資金に対し、利子補給を行う 貸付限度額:15,000万円/人 50,000万円/法人 補給期間:10年以内 補給率:1.00%以内 補給金:3,000千円	認定農業者が望ましい経営体を目指して、その経営発展に必要な資金を総合的かつ計画的に融資機関より借り受けた資金に対し、利子補給を行う 貸付限度額:15,000万円/人 50,000万円/法人 補給期間:10年以内 補給率:0.20%以内 補給金:1,138千円	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		経営支援資金	地域農政の担い手となる農業者等で、営農に必要な経費の利子補給 貸付限度額:畜産・施設園芸1,000万円 上記以外 500万円 補給期間:1年以内 補給率:1.00%以内 補給金:300千円	地域農政の担い手となる農業者等で、営農に必要な経費の利子補給 貸付限度額:畜産・施設園芸1,000万円 上記以外 500万円 補給期間:1年以内 補給率:1.00%以内 補給金:農業近代化資金利子補給に含む	○前橋市の制度により調整する	
		認定農業者向け農業近代化資金	資金の金利負担を軽減することによって、農業経営の近代化を図る 貸付限度額:1,800万円 補給期間:10年以内 補給率:1.00%以内 補給金:農業近代化資金利子補給に含む ※但し、500万円以下の借入に限る	資金の金利負担を軽減することによって、農業経営の近代化を図る 貸付限度額:1,800万円 補給期間:10年以内 補給率:1.00%以内 補給金:農業近代化資金利子補給に含む	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		融資制度廃止後の利子補給	<ul style="list-style-type: none"> ・経営拡充資金 : 2,000千円 ・農業経営維持資金 : 25,584千円 	なし	○前橋市の制度により調整する	
49	園芸振興対策事業	農業農村応援事業	大豆種子導入支援(県単) 良質大豆種子導入に要する経費の一部助成 補助金: 1,525千円 事業量: 5,450kg 補助率: 県3/10・市1/6	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
			園芸産地育成強化整備 産地の育成及び維持強化を図る。 補助金: 33,851千円(野菜事業) 8,690千円(花卉対策事業) 事業量: 野菜ハウス13戸 132.72a 予冷库12台 花卉生産用パイプハウス10.3a 補助率: 県30%・市1/6	園芸産地育成強化整備 産地の育成及び維持強化を図る。 補助金: 1,000千円 事業量: パイプハウス 3棟 1,000㎡ 予冷库 4台 補助率: 県30%	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
			園芸産地育成強化整備 産地の育成及び維持強化を図る。 補助金: 1,500千円(果樹対策事業) 833千円 事業量: 選果施設 72㎡ 補助率: 県30%・市1/6	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		園芸振興推進事業	園芸に関する廃ビニールや廃ポリエチレンの適正処理、産地化及びオリジナル品種創出等により園芸作物の発展、振興を図る。 園芸作物重点事業 種子、苗代補助 市 1/3 1,000千円 園芸用廃ポリ適正処理対策 市 kg/45円 1/3 1,050千円 産地化推進事業 市 1/3 750千円 オリジナル品種創出推進事業 市 1/2 200千円 畑かん灌水施設整備事業 市 1/10 206千円	園芸用産廃処理補助金(村単) 1kg当たり処理料53円(村17円、農家36円) 補助額: 7,000kg×17円=119千円	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
	カメムシ防災網導入事業	雹害や鳥獣害のほかカメムシ対策ができるバツ目の防災網を導入し生産供給の安定を図る。 補助金: 673千円 事業量: カメムシ防災網3カ所 80.8a 補助率: 1/3以内(市単)	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。		

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		園芸用 廃ビニール等 適正処理対策 事業	廃ビニール負担金（市単） 1 kg当たり：2,66円 負担金：319千円	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
50	農畜産物流通 対策事業	農畜産物流通 販路拡大対策 事業	広域圏における新たな流通販売体制の整備、地 場産の農畜産物の販路拡大とPR活動、さらに 生産者と消費者が直接結びつく交流の場づくり を進めていくためのイベント事業の支援 負担金：2,000千円	村内外における新たな流通販売体制の整備、地 場産の農畜産物の販路拡大とPR活動、さらに 生産者と消費者が直接結びつく交流の場づくり を進めていくためのイベント事業の支援 事業費：50千円	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		農作物安全安 心推進事業	生産される農産物の、情報提供や安全性の評価 及び環境と調和した病害虫防除や被覆資材の導 入、農薬飛散の防止対策を行い、安心安全な農 産物の生産と流通を推進する。 トレーサビリティの推進と農産物の安全性評価 (定額、1/2) 1,000千円 性フェロモントラップの導入 (1/3) 240千円 特別栽培米の生産奨励 (1,000円×20ha) 最終年度 2,000千円 農薬飛散防止ノズル導入 (1/3) 445千円 環境と省力に配慮した生分解性マルチフィルム導入 (1/3) 315千円	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
51	農作物調整事 業	野菜価格安定 補給事業	青果物価格が著しく低下した場合に補給金を支 給する ・特定野菜等価格安定事業補給資金負担金 特定野菜（ニラ、春菊、ブロッコリー） 指定野菜（夏秋きゅうり） (市負担660千円) ・青果物生産出荷安定事業補給金負担金 (生うめ、ほしだいこん) (市負担451千円)	青果物価格が著しく低下した場合に補給金を支 給する ・特定野菜等価格安定事業補給資金負担金 特定野菜（ブロッコリー） (村負担70千円)	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
52	農業災害対策 事業	農業災害対策	農作物被害対策事業費補助 補助金：1,000千円 補助率：県 2/3・市 1/3	富士見村農漁業災害特別措置条例に基づき、自 然災害により、一定割合以上の被害を受けた農 漁業者に補助金及び融資等の助成を行う。	○前橋市の制度により調整する	
53	主要穀物生産 振興対策事業	米麦大豆生産 振興事業	畑作大豆振興（市単） 良質大豆種子導入、共同防除、作業委託に要 する経費の一部助成。 補助金：627千円 事業量：12ha 補助率：市 1/2	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
54	蚕業振興事業	蚕業振興推進事業	養蚕農家の収繭量に対する支援 補助金： 2,300千円 補助率： kg当たり50円	養蚕ブランド繭育成対策補助金 補助金： 225千円 補助率： kg当たり50円	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
55	畜産経営振興事業	乳用牛群改良推進事業	牛群検定実施の費用に対する補助(市単) 補助金： 550千円 補助率： 定額補助	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		粗飼料生産効率化事業	粗飼料生産効率化のための機械等の導入に対し助成(市単) 補助金： 1,700千円 補助率： 市 1/3	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		受精卵移植促進事業	人工授精(受精卵移植)実施に係る経費の助成をし酪農経営の安定を図る(市単) 補助金： 1,200千円(定額)	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		公共牧場等預託料助成事業	公共牧場等への預託料一部助成(市単) 助成割合は、20%(補助率： 1/5)とする 1頭当たりの助成限度額5万円 補助額： 10,000千円 平成21年度で終了予定	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		家畜飼料生産対策事業	家畜飼料の生産向上と作業の効率化のための農機具等の導入に対する補助 補助額： 10,000千円 補助率： 県3/10 市 1/6	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		和牛放牧推進事業	繁殖和牛を遊休農地に放牧し、その経費に対する補助 補助額： 1,000千円 補助率： (県1/3 市 1/6)	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
56	家畜等導入事業	肉用牛導入事業	肉専用優良肥育素牛の導入に対する助成(市単) 補助金：3,600千円 補助率：定額1頭当たり30,000円	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
			なし	優良肥育素牛の導入に対する助成(村単) 精液助成 5,000/1頭×0.2助成×80頭 補助金：80千円	○廃止の方向で調整する ・合併までに廃止する。	
		乳牛・豚種畜導入事業	優良乳牛の導入に係る経費の補助 (乳牛種畜導入事業)(市単) 補助金：4,400千円 補助率：市 1/10 (1頭5万円を限度とする)	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
			優良種豚の導入に係る経費の補助 (優良種豚導入促進事業)(市単) 補助金：600千円 補助率：市 1/6	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		肉用牛繁殖雌牛導入事業	肉専用種繁殖用雌牛の購入に対し、補助(市単) 補助金：1,400千円 補助率：市 1/6 (上限10万円)	肉専用種繁殖用雌牛の購入に対し、補助(村単) 補助金：100千円 補助率：村 1/6 (上限10万円)	○現行のまま新市に引き継ぐ	
57	家畜衛生及び検査事業	家畜防疫対策事業	前橋市家畜自衛防疫協議会が実施する予防接種等の農家負担額の1/6を農家へ、予防接種等の補助協力費として一人4,200円を農協等に補助。(市単) 協議会の所在地は前橋市農協本所にあるが、経理は市が行っている。 補助金：8,121千円	富士見村家畜自衛防疫協議会が実施する予防接種等の農家負担額の1/6を農家に補助(村単) 協議会の所在地は前橋市農協富士見支所(畜産部)にあり、経理も同部が行っている。 補助金：2,113千円	○前橋市の制度により調整する ・協議会の事務局の運営も併せて調整する。	
		協議会等	・前橋市家畜自衛防疫協議会(会長・副会長(2)) 構成員：農業協同組合理事専務・畜産部長・赤城酪連会長・中酪組会長・JA前橋市養豚部会・肉牛肥育部会・和牛改良組合・養鶏部会・酪農振興部会各会長・畜産連絡協議会長・前橋市農政部長	・富士見村家畜自衛防疫協議会(会長・副会長(2)) 構成員：JA前橋市富士見支所(支所長・次長)・富士見支所養豚部(正・副)・富士見村酪農振興会長・富士見村産業課長事務局(JA前橋市畜産部・産業課)	○前橋市の制度により調整する ・委員構成については、富士見村の地域性に配慮し適切な処置を講ずるものとする。 ・富士見村の協議会は解散し、新市の協議会に引き継ぐ。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		耳標装着事務	BSE対策の一環として牛に耳標を装着しているが、旧前橋市では農協が行っている。旧町村は、産業課が行っている。	BSE対策の一環として牛に耳標を装着しているが、事務は、産業課が行っている。	○現行のまま新市に引き継ぐ	
58	畜産環境整備事業	畜産臭気対策事業	消臭剤の購入補助(市単) 補助金：4,000千円 補助率：1/5	畜産環境対策事業 消臭剤の購入補助(村単) 補助金：2,300千円 補助率：1/4	○現行のまま新市に引き継ぐ ・補助率等については段階的に調整する。	
		堆肥利用促進事業	簡易堆肥保管庫、堆肥活用農機具導入費に対する補助(市単) 補助金：7,500千円 補助率：市 1/3	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		耕畜連携促進事業	堆肥活用農機具導入費に対する補助 補助金：3,027千円 補助率：県3/10 市 1/6	農業農村応援事業 堆肥活用農機具導入費に対する補助 補助金：3,578千円 補助率：県30%以内	○前橋市の制度に調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		畜産環境整備リース事業	事業主体からの依頼により、市は意見書を提出する。 ・2分の1の助成は平成19年度で終了予定である。	事業主体からの依頼により、意見書を提出する。	○現行のまま新市に引き継ぐ	
59	牧場運営及び管理事業	牧場運営及び管理事業	なし	白樺牧場の運営経費 群馬県から管理委託料 (レンゲツツジ管理委託) 600千円 JA前橋市へ運営事業補助金 380千円	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		畜産共進会	勢多・前橋乳牛共進会 事業費：126千円 市が、乳牛、豚枝肉、肉牛枝肉の共進会を開催	○勢多・前橋乳牛共進会 負担金：51千円 (勢多前橋共進会事務局 家保) ○富士見村肉豚共進会 事務局：JA前橋市畜産部	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		農業総合表彰式	各種共進会の表彰等を1月～2月に総合的に実施 ・前橋市農林産物共進会表彰 ・農業まつり品評会表彰 ・農業功労者表彰 ・農業経営改善計画認定書授与 事業費：933千円	○表彰式は、随時行っている。	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		畜産関係共進会出品運搬事業	関東大会以上の畜産関係共進会への出品運搬経費に対する補助(市単) 補助金：60千円 1頭10千円×6頭	○県等畜産共進会出陳祝金 出陳1頭に対し、3千円の祝金	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
61	林地開発	林地開発	地域森林計画の対象となっている民有林(保安林を除く)で、面積が1㌖未満の伐採は市へ届け出	地域森林計画の対象となっている民有林(保安林を除く)で、面積が1㌖未満の伐採は村へ届け出	○現行のまま新市に引き継ぐ	
62	林業振興事業	森林病虫害等防除事業	・松くい虫防除予防液樹幹注入 事業費：28,100千円 補助率：県1/2 ・被害木の伐倒及び薬剤処理(命令・奨励・市単) 事業費：13,300千円 補助率：県10/10、3/4 ・被害木伐倒整理 事業費：5,400千円 補助率：県1/2	・松くい虫防除予防液樹幹注入(18年度実績) 事業費：225千円 補助率：県1/2 村単：1,250千円 ・被害木の伐倒及び薬剤処理(命令・奨励・村単) 事業費：19,620千円 補助率：県10/10、3/4 ・被害木伐倒整理 事業費：2,220千円 補助率：県1/2	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		森林整備担い手対策事業	林業従事者への年金掛け金助成 補助金：78千円 補助率：県1/2・市1/10	林業従事者への年金等掛け金助成 補助金：320千円 補助率：県1/2・村1/10	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		赤城南麓森林組合助成	補助金：1,066千円	補助金：369千円	○現行のまま新市に引き継ぐ ・ただし、補助金額については、段階的に調整する。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		森林整備対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・樹種転換事業 松くい虫被害を受けた市有林の樹種転換 事業費：3,750千円 補助率：県7/10 実施主体 前橋市 ・保育事業 樹種転換後の保育・下草刈り 事業費：500千円 補助率：県6/10 実施主体 前橋市 ・保安林リフレッシュ事業 県が実施する保安林の機能回復・増進事業に対する市の負担金 負担金：1,855千円(事業費の1/10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全松林健全化整備事業(高度公益機能森林) 被害木駆除・抵抗性松植栽 事業費：3,302千円 補助率：県7/10 実施主体 富士見村 ・保安林改良事業(村単) 樹種転換・立木製正 事業費：3,000千円 ・保安林リフレッシュ事業 県が実施する保安林の機能回復・増進事業に対する市の負担金 負担金：3,000千円(事業費の1/10) 	○前橋市の制度により調整する	
		森林整備地域活動支援推進事業	森林所有者による森林施業の実施活動を支援する 対象森林面積：59.31ha 県補助金：222千円 市補助金：75千円 事業費：297千円 1ha：5千円の助成 補助率：県3/4	森林所有者による森林施業の実施活動を支援する(平成19年度) 対象森林面積：44ha 県補助金：165千円 村補助金：55千円 事業費：220千円 1ha：5千円の助成 補助率：県3/4 平成19年度更新(5カ年事業)	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		有害鳥獣駆除対策事業	増加しつつあるイノシシ・クマ・シカ等の捕獲用具の購入費、捕獲隊員に支払う捕獲業務委託料等 業務委託料(人件費、捕獲奨励金) :1,076千円(県補助金488千円) クマ檻購入：630千円(県補助金280千円) 防除用品設置補助：1,082千円	増加しているイノシシ・シカ及びクマ等の捕獲業務委託料、捕獲捕獲用具の購入費等(平成19年度) 業務委託料(人件費、捕獲奨励金) :784千円(県補助金1/2) 緊急鳥獣駆除事業(村単：100千円)	○前橋市の制度により調整する	
		生活環境保全林管理事業	市で所有・借り入れしている生活環境保全林の維持管理 委託料：3,300千円 土地賃借料：420千円	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		特用林産物生産活力アップ事業	しいたけ原木共同購入支援事業 補助額：1,920千円 県(原木1本につき50円定額補助) 市(" 10円 ")	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
63	土地改良事業	農業土木管理事業	農業土木管理事業 ○施設管理賠償保険料 4 2 2 千円 ○登記修正測量鑄委託料（国調修正） 5 0 0 千円 ○土地改良工事価格積算システム ・賃借料（群土連） 2 1 5 千円 ○協議会・改良区等への負担金 ・天狗岩堰土地改良区 1, 0 8 3 千円 ・大正用水土地改良区 1, 5 7 2 千円 ・群馬県国土調査推進協議会 6 千円 ・群馬県土地改良連合会 2 0 8 千円 ・十六本堰維持管理費負担金 2 6 8 千円	農業土木管理事業 ○登記修正測量鑄委託料（国調修正） 3 0 0 千円 ○土地改良工事価格積算システム ・賃借料（群土連） 1 5 8 千円 ○協議会・改良区等への負担金 ・富士見北橋土地改良区舗装復旧費負担金 4 0 0 千円 ・群馬県国土調査推進協議会 6 千円 ・群馬県土地改良連合会 1 6 2 千円	○現行のまま新市に引き継ぐ ・各負担金は、新市に統合し引き継ぐ。	
		群馬用土地改良事業	群馬用土地改良事業 ・水資源機構維持管理負担金 2 6, 7 3 0 千円 ・県営事業利子補給金 6 0 0 千円 ・関係市町村事務研究会負担 2 0 千円 ・二期事業推進協議会負担金 1 4 9 千円 ・かんばい事業費賦課金 1 2, 5 3 4 千円 ・運動公園用水負担金 1 0 0 千円 ・ため池用水負担金 1 5 0 千円 ・パイプライン維持管理負担金 1, 8 0 0 千円	群馬用土地改良事業 ・水資源機構維持管理負担金 5, 9 1 4 千円 ・県営事業利子補給金 1 7 3 千円 ・関係市町村事務研究会負担 2 0 千円 ・二期事業推進協議会負担金 3 9 千円 ・かんばい事業費賦課金 8, 1 8 0 千円 ・管理体制支援事業負担金 1, 4 2 4 千円 ・富士見管理区舗装復旧費負担金 1, 0 0 0 千円	○現行のまま新市に引き継ぐ ・各負担金は、新市に統合し引き継ぐ。	
		農道整備事業	農道整備事業（県営事業負担金） ・農免道路勢多東部 6, 9 8 8 千円 ・農村地域農道事業負担金 1 0 千円	農道整備事業（県営事業負担金） ・農村地域農道事業負担金 1 0 千円	○現行のまま新市に引き継ぐ ・各負担金は、新市に統合し引き継ぐ。	
		市町村単農業土木事業（一部東部建設事務所）	市単農業土木事業 ・修繕料（施設小破修理） 3 0, 0 0 0 千円 ・適正化事業負担金（堰改修・4 地区） 1, 8 7 4 千円 ・建物工作物移転補償 2, 0 0 0 千円 ・測量委託（改修等） 2, 5 0 0 千円 ・水路改修等工事請負 1 6 0, 0 0 0 千円 ・適正化事業請負（松堰、武衛門堰、前田水路） 1 9, 6 0 0 千円	村単農業土木事業 ・村単独農業用水路補修工事請負費 9 0 0 千円 ・農業用水路等清掃委託料 1 8 0 千円 ・農道整備事業費 2, 5 2 0 千円	○前橋市の制度により調整する	
		小規模土地改良事業（一部東部建設事務所）	ぐんま地域農業「夢」支援事業（小規模土地改良事業） ・工事請負（農業用水等） 1 5 2, 4 0 0 千円	ぐんま地域農業「夢」支援事業（小規模土地改良事業） ・工事請負（農業用水等） 5, 3 0 0 千円	○現行のまま新市に引き継ぐ	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		農地防災事業	農地防災事業（県営事業負担金） 5,432千円	農地防災事業（県営事業負担金） ・富入沢地区防災ダム事業費負担金 16,925千円 ・富入沢地区防災ダム事業建設推進協議会 交付金 50千円	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		ほ場整備事業	ほ場整備事業（改良区補助金 市補助率 14%） 903千円	村営石井地区土地改良事業 事業主体：村（工期H13～H20年度） 組合員：53人 総事業費：267,500千円 受益面積：17.2ha 負担割合：国50%、県25%、村15% 受益者10% 19年度事業費 12,000千円 ・石井地区土地改良事業推進協議会交付金 50千円 赤城西麓土地改良事業（県営事業負担金） ・県営調査費負担金 134千円 ・改良区負担金（経常費） 432千円 ・改良区維持管理費負担金 775千円 ・基幹水利施設管理事業費負担金 93千円 ・国営造成施設管理事業費負担金 185千円	○前橋市の制度により調整する。	
		地域用水機能増進事業	地域用水機能増進事業（負担金） ・大正用水地区 356千円	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		農業用水再編対策事業	農業用水再編対策事業（大正用水地区） 負担率47.4% 43,549千円	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		農業水利システム保全対策事業	農業水利システム保全対策事業費負担金 宮川用水地区 2,627千円 坂東大堰地区 1,974千円	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		農地水農村環境保全向上活動支援事業	農地水農村環境保全向上活動支援事業補助金 23地区(予定) 20,311千円	農地水農村環境保全向上活動支援事業補助金 5地区 2,947千円	○現行のまま新市に引き継ぐ	
64	地積調査事業		国有林、県有林、一部民有林を残し、実施済み 現在は休止中(宮城地区)	国有林、県有林、一部民有林を残し、実施済み 現在は休止中	○現行のまま新市に引き継ぐ	
65	財産使用賃借契約		(貸し) ①荻窪町農業集落多目的集会施設(普通財産) 借主 荻窪町自治会 無償 ②上沖町農業集落多目的集会施設(普通財産) 借主 上沖町自治会 無償 ③ほ場整備記念館兼休息施設(普通財産) 借主 荒子町自治会 無償 ④下増田町農具資料館(普通財産) 借主(建物)下増田町自治会 無償 借主(土地)前橋市(貸主・小林時太郎)無償 (目的外使用許可) ⑤東部地区農村環境改善センター 東日本電信電話(株)群馬支社 支柱 1本 1,500円 東京電力(株)群馬支店伊勢崎営業所 電柱 1本 1,500円 前橋東郵便局 ポスト1基 免除 ⑥宮城地区農村環境改善センター 東日本電信電話(株)群馬支社 本柱 1本 1,500円 東京電力(株)群馬支店伊勢崎営業所 本柱2本支線2本 6,000円 ⑦前橋今井地区農業集落排水処理施設 東京電力(株)群馬支店伊勢崎営業所 配電線3本、支線2条 9,000円 ⑧粕川地区農業集落排水処理3施設 東京電力(株)群馬支店伊勢崎営業所 本柱2本支線2本、支線柱1本、 支柱1本 9,000円	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	

産業部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
66	農業共済事業	損害評価会委員等	損害評価会委員 32人 評価員 246人 共済連絡員 297人 NOSA I前橋女性の会 18人	損害評価会委員 7人 評価員 32人 共済連絡員 38人	○前橋市の制度により調整する	
			報酬(日額) 損害評価会 会長 9,600円 委員 8,700円 評価員 7,200円 共済連絡員(年額) 3,600円+戸数割り	報酬(日額) 損害評価会委員 7,800円 評価員 7,440円 共済連絡員(年額) 3,720円+戸数割り	○前橋市の制度により調整する	
		農作物共済	共済細目書の提出期限(水稻) 7月11日 掛金納付期限 9月10日 事務費賦課金 共済割	共済細目書の提出期限(水稻) 6月10日 掛金納付期限 8月10日 事務費賦課金 面積割	○前橋市の制度により調整する	
			建物推進協議会	協議会長 市長 副会長 各地区会長 推進員 評価会委員、評価員、共済連絡員等 協議会書記 3名	協議会長 村長 副会長 区長、区長代理、損害評価員協議会長 推進員 区長、区長代理、評価員、共済連絡員 協議会書記 1名	○前橋市の制度により調整する